

☞ 損益通算できない譲渡損失

Q : 私はサラリーマンです。今年、義理の弟に宅地を時価の3分の1程度の価額で譲渡し、500万円程の譲渡損が発生しました。給与所得からこの譲渡損を控除できますか。

A : 個人に対して時価の2分の1未満で譲渡していますので、他の所得と損益通算することはできません。

【解説】

資産を譲渡したときの譲渡所得には、「みなし譲渡課税」という課税関係の生ずる場合があります。

これは、譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における時価の2分の1に満たない金額で、その資産の権利等の移転があった場合には、その事由が生じた時における時価によりその資産の譲渡があったものとみなす、というものです。

ただし、個人に対して資産を時価の2分の1未満の対価で譲渡しても、「みなし譲渡課税」の対象とはなりません。

この場合には、実際の収入金額を基として譲渡所得を計算すればよいこととなりますが、計算した結果、赤字となる場合には、その譲渡損失はないものとされてしまいますので、他の所得との損益通算はできません。

ご質問の場合、あなたが弟さんに時価の2分の1未満の金額で譲渡していますので、譲渡損失を給与所得と損益通算することはできないこととなります。

